

審決取消請求事件

[令和2年11月5日判決（知財高裁） 令和元年（行ケ）第10165号](#)

キーワード：当初明細書等の記載から自明な事項／新たな技術的事項の導入

担当 弁理士 紙谷康史

1. 事案の概要

原告は拒絶査定不服審判を請求したが、拒絶理由通知を受けたため特許請求の範囲及び明細書を補正した。これに対し特許庁は請求不成立との審決をしたため、原告は本件審決の取り消しを求めて訴えを提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許出願

出願番号 特願2014-252662

発明の名称 保温シート

公開番号 特開2016-107604

優先日 平成26年12月4日

【請求項1】（本件補正後）

人又はその他の動物である生体の表面の保温を行う保温シートであって、
フレキシブルに変更可能なシート状の基材と、
通気性及び通水性が確保され且つ透光性を有する不織布又は織布からなるカバー体とを
備え、

（中略）

前記カバー体は、生体側からの輻射熱を通すことによって、前記アルミノ珪酸ソーダガラスが遠赤外線を放射する温度まで該アルミノ珪酸ソーダガラスを温めるとともに、該アルミノ珪酸ソーダガラスから放射された遠赤外線が生体側に達するように構成されたことを特徴とする保温シート。

4. 争点

補正の適否（当初明細書等の記載から自明な事項）

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（１）本願発明に係る特許請求の範囲については、本件出願時には「通気性が確保された不織布又は織布からなるカバー体」と記載されていたものが、本件補正後には「通気性及び通水性が確保され且つ透光性を有する不織布又は織布からなるカバー体」へと記載が変更されたものである。そして、本件当初明細書等には、本件カバー体が通水性を有する旨の記載（【００３５】）は存するものの、「透光性を有する」との事項に対応する明示的な記載は存しない。

（２）工業分野一般において、透光性とは、物質を光が透過して他面から出ることをいう（ＪＩＳ工業用語大辞典第５版（乙１））ところ、本願発明の技術分野における「透光性」の用語が、これと異なる意味を有するものとみるべき事情は存しない。

（３）次に、本件出願時における織布又は不織布の透光性に関する技術常識について検討する。証拠（甲２３、２４）及び弁論の全趣旨、また、証拠（乙４、１０）及び弁論の全趣旨によれば、本件出願時において、織布又は不織布に遮光性を付与するためには特別な方法を採用する必要があるということは技術常識であったといえる。そうすると、このような特別な方法が採られていない織布又は不織布は遮光性能を有しないということもまた、技術常識であったとみるのが相当である。

そして、繊維分野において、遮光性能とは、入射する光を遮る性能をいう（「ＪＩＳハンドブック ３１ 繊維」（乙８））から、遮光性能を有しないということは、入射する光を遮らずに透過させること、すなわち上記（２）の意味における「透光性」を有することを意味することとなる。

（４）以上を前提とすれば、本件出願時における当業者は、織布又は不織布について遮光性能を付与するための特別な方法が採られていなければ、当該織布又は不織布は透光性を有するものであると当然に理解するものといえる。

そして、本件当初明細書等には、織布又は不織布から構成される本件カバー体につき、遮光性能を有する旨や遮光性能を付与するための特別な方法が採られている旨の明示的な記載は存しない。このような本件当初明細書等の記載内容からすれば、当業者は、本件カバー体を構成する織布又は不織布について、特殊な製法又は素材を用いたり、特殊な加工が施されたりするなど、遮光性能を付与するための特別な方法は採られていないと理解するのが通常であるというべきである。

そうすると、本件当初明細書等に接した当業者は、本件カバー体は透光性を有するものであると当然に理解するものといえるから、本件カバー体が「透光性を有する」という事項は、本件当初明細書等の記載内容から自明な事項であるというべきである。

(5) 以上によれば、本件補正は、本件当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものではなく、本件当初明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものといえるから、特許法17条の2第3項の要件を満たすものと認められる。

以上